

## 川俣町空き家改修等支援金（福島県外からの移住者）交付要綱

令和4年4月1日

告示第39号

改正 令和5年2月1日告示第4号

（趣旨）

第1条 川俣町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び川俣町移住・定住促進中期戦略に基づき、町は、本町の課題解決に必要な人材等の獲得にあたり、移住者の住居を確保するとともに、空き家を解消し魅力ある景観の形成に寄与するため、定住することを目的として空き家を購入し、改修と片付けのどちらか一方または両方（以下、「改修等」という。）をする移住者に対し、川俣町補助金等の交付に関する規則（昭和49年川俣町規則第11号。以下、「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で、その経費の一部または全部を支援する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### （1） 空き家

川俣町空き家等バンク実施要綱（平成30年川俣町告示第90号）により川俣町が運用する「川俣町空き家等バンク」に登録されている物件をいう。

### （2） 空き家改修等支援金

第5条で規定する要件を満たす者に対し、福島再生加速化交付金を活用し交付する支援金をいう。

### （3） 移住

自らの意思で、福島県以外の地域から住民票の異動を伴い本町に転入し、空き家改修等支援金の実績報告の日から5年以上継続して居住し、就業又は起業するとともに、主たる生活拠点を本町に構えることをいう。

### （4） 改修

空き家の内外装を対象とした一般的な改修・リフォーム（増築、改築を除く）を行い、戸建住宅（住宅の用に供する部分の床面積が建築物の延べ面積の2分の1以上の併用住宅を含む。以下同じ。）とするもの。

(5) 片付け

空き家の残置物の撤去、運搬、処分及び居室の清掃等をいう。

(6) 12市町村

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象となった市町村（本町、田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）をいう。

(7) 親族

3親等内の血族又は姻族をいう。

(対象経費)

第3条 空き家改修等支援金の対象となり得る経費は、移住者が空き家改修等支援金の実績報告の日から5年以上継続して居住することを目的として購入した空き家（自らの親族が所有する空き家を購入した場合を除く。）を、次の各号を満たす建設業者へ請け負わせて改修する工事（以下、「対象工事」という。）に要する経費と、事業者へ請け負わせて行う空き家の片付けに要する経費とする。ただし、国又は地方公共団体の他の補助金の交付を受ける場合は、当該補助金に係る経費を除くものとする。

(1) 対象工事の内容に応じた建設業許可を取得していること。

(2) 本町に営業所があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、空き家改修等支援金の対象としないものとする。

(1) 空き家の改修に直接関係のない外構工事等、空き家へのアプローチ部及び周辺部以外の庭木の剪定・除草等に要する経費

(2) 空き家取得後に新たに持ち込まれた物品の処分

(3) 家電リサイクル対象品（エアコン・テレビ・冷蔵庫等）の処分

(4) 空き家の存する市町村等が無料で収集を行うごみ（粗大ごみを含む。）及び資源物の処分

(5) 移動可能な家具や家電その他備品類等のクリーニングや、改修後に行う清掃

(6) 住宅の用に供する部分以外に係る改修等（併用住宅の場合）に要する経費

(7) その他町長が空き家改修等支援金の対象として不相当と認めた経費

(交付金額)

第4条 次条で規定する要件を満たす者に対し、対象工事と片付けのどちらか一方または両方（以下、「対象工事等」という。）に要する経費の内、30万円を超える経費について、250万円を限度に交付することとする。ただし、片付け費用のみを空き家改修等支援金の対象とする場合は、5万円を超える経費について、50万円を限度に交付することとする。なお、実費精算とする。

(対象者の要件)

第5条 空き家改修等支援金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）が、交付申請時において満たすべき要件は以下のとおりとする。

なお、交付申請者は、平成23年3月11日時点で12市町村に居住していた者（住民票があった者）以外の者とする。

(1) 対象者に関する要件

次に掲げるアの要件を満たし、かつイ又はウのいずれかの要件を満たすこと。

ア 移住等に関する要件

(ア) 申請時点で本町に居住している場合

次のaからiの全てに該当すること。

- a 本町に住民票を移す直前に、連続して3年以上、福島県以外の地域に在住していたこと。
- b 令和3年7月1日以降に本町に転入（住民票の異動）したこと。
- c 本町への転入後1年以内であること。
- d 自らの意思で、福島県外から本町に移住し、対象工事等を行った空き家に空き家改修等支援金の実績報告の日から5年以上継続して居住し、就業又は起業することを確約すること。
- e 申請者及び同居する世帯員のいずれもが、町税等を滞納していないこと。
- f 過去に空き家改修等支援金の交付を受けた者ではないこと（過去に空き家改修等支援金の交付を受け返還命令の対象となった者、虚偽の申請等が判明した者を含む。）。
- g 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- h 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者

の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- i その他、町長が空き家改修等支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(イ) 申請時点で本町に居住していない場合

次のaからgの全てに該当すること。

- a 申請する直前に、連続して3年以上、福島県以外の地域に在住していること。
- b 交付決定を受けた対象工事等（以下、「交付対象事業」という。）の完了の日から2か月以内又は交付申請年度の2月28日のいずれか早い日までに本町に転入（住民票の異動）することを確約すること。
- c 自らの意思で、福島県外から本町に移住し、対象工事等を行った空き家に実績報告の日から5年以上継続して居住し、就業又は起業することを確約すること。
- d 過去に空き家改修等支援金の交付を受けた者ではないこと（過去に空き家改修等支援金の交付を受け返還命令の対象となった者、虚偽の申請等が判明した者を含む。）。
- e 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- f 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- g その他、町長が空き家改修等支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

イ 就業に関する要件（就業の場合）

次の（ア）から（オ）の全てに、交付申請年度の2月28日までに該当することを確約すること。

- （ア） 週20時間以上の無期雇用契約を法人等と契約していること、又は、自ら事業（一次産業を含む）を営んでいること。
- （イ） 申請時に就業の実態を確認できること。
- （ウ） 国家公務員又は地方公務員、独立行政法人職員、国又は地方自治体の行政機関、国又は福島県の出資する法人（第3セクター含む）への就業では原則

ないこと。ただし、市町村等職員のうち、医療・福祉・介護・保育等の現業職員は除く。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではないこと。

(オ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する業務でないこと。

ウ 起業に関する要件（起業の場合）

福島県12市町村起業支援金の交付決定を受けていること。

(2) 対象工事等に関する要件

次のアからエの全てに該当すること。

ア 第7条の交付決定を受けた後に対象工事等に契約・着工・着手するものであり、かつ、原則として、交付申請年度の2月15日までに竣工・完了するものであること。

イ 住宅の用に供する部分は、居室のほか、生活に必要な水廻り（台所、浴室、トイレ）を備えていること。

ウ 対象工事等を行う空き家が建築基準法等の関係法令に違反していないこと。

(交付申請)

第6条 交付申請者は、対象工事等の契約・着工・着手前に、川俣町空き家改修等支援金（福島県外からの移住者）交付申請書（第1号様式）に別表1に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、川俣町空き家改修等支援金（福島県外からの移住者）交付決定通知書（第2号様式）により交付申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができる。

(交付決定内容の変更等)

第8条 前条の規定により空き家改修等支援金の交付決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた内容を変更しようとする場合には、川俣町空き家改修等支援金（福島県外からの移住者）変更交付申請書（第3号様式）を

町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。
- 3 交付決定者は、交付対象事業を中止または廃止しようとする場合には、川俣町空き家改修等支援金（福島県外からの移住者）事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を町長に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 町長は、前項による承認をしたときは、第7条による交付決定の全部又は一部を取消、又は変更することができる。

（交付申請の取下げ）

第9条 交付決定者は、第7条の通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付申請を取下げることができる。

- 2 前項の取下げを行うときは、第7条による交付決定を受けた日から起算して15日以内に、川俣町空き家改修等支援金（福島県外からの移住者）取下申請書（第5号様式）を町長に提出するものとする。

（遅延等の報告）

第10条 交付決定者は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は交付対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに、川俣町空き家改修等支援金（福島県外からの移住者）に係る事業遅延等報告書（第6号様式）による遅延等報告書を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第11条 交付決定者は、交付対象事業の遂行及び支出状況について町長から報告を求められたときは、速やかに、川俣町空き家改修等支援金（福島県外からの移住者）遂行状況報告書（第7号様式）による遂行状況報告書等の書類を提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、交付対象事業が完了したときは、交付対象事業により改修等した空き家への入居後、川俣町空き家改修等支援金（福島県外からの移住者）実績報告書（第8号様式）に別表2に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 交付決定者が第5条に基づき行った交付申請において、同条第1号のアの（イ）のb又は同号のイに定める確約をしたときは、前項の報告は、当該確約の内容をすべて満たした上で行うものとする。
- 3 前項に定める場合において、交付対象事業の完了の日が、当該確約の内容をすべて満たした日より後の日であるときは、当該確約の内容をすべて満たした日を交付対象事業の完了の日とみなす。
- 4 第1項の規定による報告は、交付対象事業の完了の日から2か月以内又は交付申請年度の2月28日のいずれか早い日までに行うものとする。

（支援金の額の確定）

第13条 町長は、前条第1項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付対象事業の成果が第7条の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、川俣町空き家改修等支援金（福島県外からの移住者）交付額確定通知書（第9号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第14条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに川俣町空き家改修等支援金（福島県外からの移住者）請求書（第10号様式）を町長へ提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに交付決定者に空き家改修等支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 町長は、交付決定者が交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱若しくは関係法令に違反したときは、交付の全部又は一部を取り消し、交付した空き家改修等支援金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により空き家改修等支援金の交付決定を受けたこと等が明らかとなったときは、交付の全部又は一部を取り消し、交付した空き家改修等支援金の全部又は一部を返還させることができる。

（返還制度）

第16条 町長は、前条に定める場合のほか、次の各号のいずれかの要件に該当する者に対し、既に空き家改修等支援金が交付されているときは、期限を付して、当該

支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 空き家改修等支援金の実績報告の日から5年以内に、本町から転出した、又は、交付対象事業により改修等した空き家から転居した場合
  - (2) 空き家改修等支援金の実績報告の日から1年以内に、空き家改修等支援金の要件を満たす職を辞した場合
  - (3) 福島県12市町村起業支援金交付事業に係る交付決定を取り消された場合
  - (4) 虚偽の申請であることや、居住の実態がないこと等が明らかとなった場合
- 2 返還の対象となる金額は別表3に定める金額とする。
- 3 町長は、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると認めた場合は返還額の全部又は一部を免除することができる。
- 4 町長は、第1項に基づく返還を命ずるときは、その命令に係る空き家改修等支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 5 第1項に基づく空き家改修等支援金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (財産の管理)

第17条 交付決定者は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳（年度）（第11号様式）を備え、管理しなければならない。

- 2 交付決定者は、交付対象事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、空き家改修等支援金の交付目的に従ってその活用を図らなければならない。

#### (財産の処分の制限)

第18条 規則第18条第1項ただし書に規定する町長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

- 2 交付決定者は、前項に定める期間内に、取得財産等を他の用途に使用し、他の者



に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供し、又は取り壊す等する（以下、「取得財産等の処分」という。）ときは、川俣町空き家改修等支援金（福島県外からの移住者）に係る取得財産等の処分承認申請書（第12号様式）により町長の承認を受けなければならない。

3 交付決定者は、空き家改修等支援金事業実施期間中に取得財産等があったときは、第12条に定める申請書に取得財産等明細書（年度）（第13号様式）の取得財産等明細表を添付するものとする。

4 交付決定者は、取得財産等の処分により収入があるとき、又はあると見込まれるときは、川俣町空き家改修等支援金（福島県外からの移住者）に係る財産処分による収入金報告書（第14号様式）により収入金報告書を町長に提出しなければならない。町長は、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

（会計帳簿等の整備等）

第19条 交付決定者は、空き家改修等支援金の申請に関する証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（報告及び立入調査）

第20条 町長は、空き家改修等支援金の交付について適正を期するために必要があると認めたときは、交付決定者に対して居住実態や就業状況等に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（現況の報告）

第21条 交付決定者は、空き家改修等支援金の実績報告の日から10年を経過する日までの間、当該日から1年ごとに、4月1日現在の継続居住及び就業の事実について、5月31日までに川俣町空き家改修等支援金（福島県外からの移住者）現況届（第15号様式）により町長に報告しなければならない。

（転出・転居等の報告）

第22条 交付決定者は、空き家改修等支援金の実績報告の日から10年を経過する日までの間に、本町から転出しようとする場合又は交付対象事業により改修等した空き家から転居しようとする場合、福島県12市町村起業支援金交付事業の交付決定の取り消しを受けた場合は、転出・転居先等報告書（第16号様式）により町長

に報告しなければならない。

附 則

(施行日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。  
(川俣町空き家改良支援金(福島県外からの移住者)交付要綱の廃止)
- 2 川俣町空き家改良支援金(福島県外からの移住者)交付要綱(令和3年川俣町告示第55号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この告示の施行の日前に、廃止前の川俣町空き家改良支援金(福島県外からの移住者交付金要綱第6条第1項の規定によりされた認定申請については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和5年2月1日から施行する。

別表1 交付申請書の添付書類

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>①事業計画書(第17号様式)</li><li>②空き家の現況等が分かる写真(外観、内観)</li><li>③空き家の購入契約書の写し</li><li>④改修等に係る見積書の写し</li><li>⑤改修等に係る部位を明記した図面</li><li>⑥写真付き身分証明書(提示により本人確認できる書類)のコピー</li><li>⑦移住元の住民票の除票の写し(申請時点で本町に居住している場合のみ。移住元での在住地、在住期間を確認できる書類。)</li><li>⑧移住元の住民票の写し(申請時点で本町に居住していない場合のみ。移住元での在住地、在住期間を確認できる書類。)</li><li>⑨戸籍謄本の附票の写し(平成23年3月11日時点の居住地が確認できるもの)</li><li>⑩福島県12市町村起業支援金の交付決定通知書のコピー(起業の要件を満たす場合のみ。)</li><li>⑪空き家改修等支援金の交付申請に関する確約書(第18号様式)</li></ol> |
|--|

- ⑫空き家改修等支援金の交付申請に関する誓約事項（第19号様式）
- ⑬空き家改修等支援金に係る個人情報の取扱い同意書（第20号様式）
- ⑭その他町長が必要と認める書類

別表2 実績報告書の添付書類

- ①空き家の全部事項証明書
- ②契約書及び領収書の写し
- ③改修等を実施した部位を明記した平面図
- ④改修等の内容が分かる写真
  - ※着手前・施工中・完了時それぞれの写真を添付すること。
- ⑤次の（1）及び（2）の書類（就業の要件を満たす場合のみ。）
  - （1） 就業先法人の就業証明書（第21号様式）
  - （2） 健康保険証又は雇用保険証のコピー、若しくは、第一次産業を営んでいることが分かる資料
- ⑥その他町長が必要と認める書類

別表3 返還を命ずる額

返還発生の要因	返還を命ずる額
虚偽の申請等が明らかとなった場合	交付額の全額
空き家改修等支援金の実績報告の日から5年以内に、本町から転出した、又は、交付対象事業により改修等した空き家から転居した場合	交付額の全額
空き家改修等支援金の実績報告の日から1年以内に空き家改修等支援金の要件を満たす職を辞した場合	交付額の全額
福島県12市町村起業支援金交付事業に係る交付決定を取り消された場合	交付額の全額

※1 居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかとなった場合は、別表3に関わらず返還を求める場合がある。

※2 複数の要因に該当する場合は、いずれか最大の額を適用する。